

土木工事の情報共有システム活用ガイドライン (平成23年4月)の主な改定ポイント

「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev.3.0)」で改善された機能について、活用方法を示しました。

(1) 発議前の事前打ち合わせ段階における活用

発議に先立つ事前打合せについても機能として追加し、事前打合せ機能の利用方法を示しました。

(2) 工事帳票の発議、承認段階等での改善

登録済み工事帳票の再利用や、決裁終了後の標準フォルダへの自動格納の実現など、発議、承認・合議の各段階で改善された機能の利用方法を示しました。

(3) 複数工事にまたがった情報の一元管理

発注者が担当する複数工事について、掲示板機能やスケジュール管理機能における情報の一括表示等を可能としたことから、その利用方法を示しました。

(4) 工事書類の管理、出力・保管の支援

フォルダ構成を標準化したことで、複数の工事でも統一的な書類管理が可能となるとともに、そのフォルダ構成・ファイル名を保持したままの出力・電子検査も可能としたことから、その利用方法を示しました。